4　特例ベトナム人看護師候補者からの相談等に対する対応
受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。
5　特例受入れ機関に対する相談支援
受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例ベトナム人看護師候補者の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。
6　特例受入れ機関に対する助言
受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。
7　関係行政機関との連携等
受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。
二　受入れ調整機関に対する助言等
厚生労働大臣は、特例ベトナム人看護師候補者に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告の提出を求め、その他必要な助言を行うものとする。
第六　適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置
厚生労働大臣は第五の一の2の規定による報告がないときのほか、特例ベトナム人看護師候補者の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

○厚生労働省告示第百号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。
第一の二中「16まで」を「18まで」に改め、同2中「及び特例インドネシア人第六陣看護師候補者」を「、特例インドネシア人第六陣看護師候補者及び特例インドネシア人第七陣看護師候補者」に改め、同3中「及び特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者」に改め、同16を同18とし、同15を同17とし、同14を同15とし、同15の次に次のように加える。
16　特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者　平成二十五年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
第一の二中13を14とし、10から12までを1ずつ繰り下げ、9の次に次のように加える。
10　特例インドネシア人第七陣看護師候補者　平成二十六年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
第二の一の2の(1)を次のように改める。
(1)　協定指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の3中「インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の2に規定する特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の2に規定する特例インドネシア人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、協定指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者等指針第二の一の3の(1)の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の3の(7)中「特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。
第二の一の2の(3)中「若しくは特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2」を「、特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2若しくは特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者指針」という。）第五の一の2」に改め、同(4)中「若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3」を「、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者指針第五の一の3」に改める。
第二の二の2の(1)を次のように改める。
(1)　協定指針第二の二の3（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「インドネシア人介護福祉士候補者（特例インドネシア人看護師候補者等指針第一の二の3に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と読み替えるものとする。
第四の一中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。
第四の二中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。
別表第一に次のように加える。

特例インドネシア人第七陣看護師候補者	平成二十九年度

別表第二に次のように加える。

特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者	平成二十九年度

○厚生労働省告示第百一号

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。